

平成29年2月3日

国土交通大臣

石井 啓一 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

住宅宿泊事業法案(仮称)について特別区の権限を求める要請

現在、国においては、観光立国の推進や地方創生の観点から、民泊の新たな法制化が検討されています。

特別区においては、旅館業の許可を得ずに宿泊サービスを営む、いわゆる違法民泊が増加し、区民や宿泊者などの生活環境や安全安心に大きな影響が生じているところです。現在特別区は旅館業法による指導・監督権限を持ち旅館業法違反として対応しておりますが、民泊の新法において特別区が権限を持たなければ、宿泊サービスという類似の事業に関して現場で大きな混乱が予想され、区民の福祉向上・安全性や財産を守ることが困難な状況となると考えられます。

このため、1月10日に、特別区長会として、地域独自のルールと体制の構築が可能となるよう、要請したところですが、現在検討中である新法案に対して、改めて下記のとおり要請いたします。

記

- 1 特別区長に、都道府県知事と同様、住宅宿泊事業者に関する権限を与えること。
- 2 特別区が、地域の実情に応じて日数(期間)制限や住居専用地域等に関する条例について、制定できるよう権限を与えること。